

この度、2017年5月の通常総会における臨時理事会で再任されまして、前期に引き続き一般社団法人都市計画コンサルタント協会の会長に就任いたしました。なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

わが国においては急速に進展する少子超高齢社会に対応して、国土交通省では2014年に都市再生特別措置法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等を改正して、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの新たな都市計画の枠組みを提示しました。これに基づいて、2017年3月末時点で348都市が立地適正化計画の取組を行い、さらに4月末時点で既に106都市で立地適正化計画を作成・公表しており、これからはその実施段階となっております。これらに対応するためには私ども都市計画コンサルタントの果たす役割もこれまでとは異なってまいります。

一方、国土交通省都市計画課の「都市計画関連ビジネスの新たな展開に関する研究会」では、今後の都市行政における都市計画実務専門家としての都市計画コンサルタントが担うべき役割として、従来の役割に加えてホームドクター、コーディネーター、行政ブレン等の新たなビジネスモデルが提示されております。

これらに対応するために、協会では2013年に策定・公表した協会の行動指針としての「協会ビジョン」に基づいて、①都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位向上に向けた活動、②都市計画を通じた地域貢献・社会貢献、③取り組みを推し進めるための協会組織の強化と外部との連携・協働の強化等を実施してまいりました。

その活動の中で、「認定都市プランナー制度」は、上記の多様な都市計画分野と都市計画コンサルタントの役割を反映した新たな分野を含めた12分類の都市計画実務専門家を認定するものです。2016年の第1期154名に引き続き、2017年1月に口頭審査による95名を認定したことから現在は249名が認定都市プランナーとして認定・登録されております。また、今年は初めて認定准プランナー75名も認定・登録しております。今年も秋に口頭審査を実施予定で、幅広い都市計画実務の実績と新たな分野を含む高い専門性を有する実務の有資格者を着実に拡大してまいります。

また、地方自治体が発注する都市計画コンサルタント業務の中で、その成果やプロセス等が優良と評価されたものを登録・公表する「都市計画優良業務登録制度（e-job事業）」は2015年度、2016年度で試行を行ってきましたが2017年度からは協力自治体の拡大と合わせて、本格実施に移行します。

これらによって、新たな都市計画への対応と役割を果たし、わが国の都市計画に寄与してまいります。

一方、私どもの都市計画コンサルタント業務は非定型業務であることから長時間労働となりがちなため、若手の離職や新卒者採用の困難等の問題を抱えております。これ

らに対応するために各社で種々の対応策を講じていますが、前述の都市計画コンサルタントの社会的地位向上とともに、魅力的な職場・業界とするために、昨年度から協会として「ワークライフバランス検討特別委員会」を設置して検討を進めてまいりましたが、今年度も引き続き検討してまいります。しかし、これを達成するためには、会員各社と協会の努力はもとより、発注者側のご理解と協力が不可欠なことから、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

協会では今後もなお一層、多様な会員の増強等による経営基盤の強化と、新たな都市づくりに向けた活動を推進してまいります。

会員の皆様、国土交通省・地方公共団体・UR都市機構の皆様、そして関係諸団体の皆様におかれましては、当協会の運営にご支援とご協力を賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。